



(別紙)

古 産 139 号
令和 8 年 7 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

古河市長 針 谷 力



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年 7 月 22 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マーケットシティ古河

所在地 古河市松並 2 丁目 18 番地

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

①大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中心区北浜 4 丁目 1 番 1 号

②株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 澄人
埼玉県川越市新宿町 1 丁目 10 番地 1



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
	意見なし	

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者